

宅地建物取引業協会との 協定締結について



空家等の有効活用等に関する相談業務協定書

習志野市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葉支部（以下「乙」という。）とは、空家等の有効活用等に関する相談に係る業務（以下「相談業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内の空家等が放置され、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととならないよう空家等対策を地域一体で推進するために、甲と乙が相互に連携及び協力し、市民等の良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（相談員）

第2条 相談業務には、乙の役員が、出張相談としてあたるものとする。

- 2 乙は、甲から相談業務にあたる乙の役員（以下「相談員」という。）が相談業務に従事する者として不適格であるとの通知を受けた場合は、当該相談員を相談業務に従事させないものとする。
- 3 相談業務における暴力団等の排除については、別記1「協定における暴力団排除措置に関する特約」に定める。

（運営部会の設置）

第3条 乙は、相談業務の円滑な運営を図るために運営部会を設置する。

- 2 運営部会は、相談業務の効果が高まるよう、相談員に対し、業務の目的、内容等を周知するものとする。

（相談業務の実施）

第4条 甲は、空家等の有効活用等に関する相談の申込みをする者（以下「相談者」という。）が乙への相談を希望する場合は、相談者の住所、氏名、連絡先、空家等の所在地等を乙に提供するものとする。

- 2 乙は、甲から提供された情報を基に、相談員を選定し、現地または甲の庁舎に派遣するものとし、相談員は、相談者に対して次の情報提供に努めるものとする。

- (1) 空家等の活用方法の提案
- (2) 貸貸、売買、適正管理等の取引動向
- (3) リフォーム、増改築、解体等の取引動向
- (4) 専門業種の紹介
- (5) その他相談内容に関する事項

- 3 乙は、相談業務を実施した場合は、簡易な目視調査、相談者からの聞き取り調査及び相談者への回答をまとめ、甲に報告するものとする。

(相談者への説明)

第5条 相談員は、相談業務においては中立的な立場で相談に応じるものとし、一切の営業行為をしてはならない。なお、相談者から詳細な調査等を要求された場合は、有料となることがある旨を事前に相談者に伝えるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定は、同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、乙の会員以外の第三者に対し協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(守秘義務)

第8条 乙及び相談員は、この相談業務に関して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は利用してはならない。そのほか、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」に定める。

(相談業務に係る協議)

第9条 甲及び乙は、相談業務に関して、業務の拡充、円滑な運営等に係る事項について協議するものとする。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙で協議し、決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年1月22日

甲 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

市長

宮平泰一

乙 千葉県八千代市大和田新田312番地40

一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会東葉支部

支部長

土屋正樹

協定における暴力団排除措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される協定と一体をなす。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。

(表明確約)

第3条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 役員が、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者である。
- (2) 暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者が経営に実質的に関与している。
- (3) 役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者を利用するなどしている。
- (4) 役員が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団密接関係者に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
- (5) 役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (6) 役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者であることを知りながら、これを不當に利用するなどしている。

(暴力団排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が前条各号に該当する場合は、この協定を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの協定が解除された場合においては、乙は、甲に対し、協定金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 協定保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該協定保証金又は当該担保をもって前項の違約金に充当することができる。
- 4 甲は、第1項の規定により協定を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 第1項の規定により協定が解除された場合の措置については、協定の定めるところによる。

(役員等に関する情報提供)

第5条 甲は、乙が、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者に該当するかを確認するため、必要と認める場合には、乙に対して、その役員についての名簿その他の情報の提供を求めることができるものとする。この場合において、乙はその役員の承諾を得て速やかに必要な情報を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から提供された情報を管轄の警察署に照会することができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲が管轄の警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(不当介入に関する通報等)

第6条 乙は、自らが、協定の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

別記2

個人情報取扱特記事項

(総則)

第1条 この個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）は、この特記事項が付される協定（以下「協定」という。）と一体をなす。

(個人情報保護条例の遵守)

第2条 乙は、習志野市個人情報保護条例に基づき、この特記事項を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第3条 乙は、相談業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。協定期間満了後又は協定解除後も同様とする。

(個人情報の収集の制限)

第4条 乙は、相談業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するためには必要な最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の管理)

第5条 乙は、相談業務において利用する個人情報を保持している間は、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (5) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を

扱う作業を行わせないこと。

- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコン等に、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) パスワードの設定等による権限外の者のアクセスの防止策を探ること。
- (11) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、相談業務において利用する個人情報について、相談業務以外の目的で利用してはならない。また、甲の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第7条 乙は、甲との間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還等)

第8条 乙は、相談業務の終了時に、相談業務において利用した個人情報について、速やかに返還又は引渡しをしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が特に指示した場合は、乙は、相談業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、速やかに消去又は廃棄しなければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った個人情報の名称、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、処理日時及び担当者名を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(報告等の義務)

第9条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する緊急時連絡網を定めなければならない。

(監査及び検査)

第10条 甲は、個人情報の取扱いについて、この協定の規定に基づき必要な措置が講じられて いるかどうか検証及び確認するため、乙に対して、立入り調査による監査又は検査を行うこと ができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は相談業務の処理に關し て必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第11条 乙は、相談業務に關し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生 に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に關わる個人情報の内容、件数、 事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠 保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応 計画を定めなければならない。

3 甲は、相談業務に關し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故 に関する情報を公表することができる。

4 前各項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後に個人情報の漏えい等の事故が発生 した場合においても同様とする。

(協定解除)

第12条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この協定を解除するこ とができる。

(損害賠償)

第13条 乙がこの特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生さ せた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(違反行為等の公表)

第14条 甲は、乙がこの特記事項に違反したことにより重大な事故が発生した場合には、当該 事故等の公表を行うことができるものとする。

習志野市空家等に関する相談窓口フロー（案）

